

1 年金

日本の公的年金制度は、予測できない将来へ備えるため、社会全体で支える仕組みを基本としたものです。世代を超えて社会全体で支え合うことで給付を実現し、生涯を通じた保障を実現するために必要です。

働いている世代が支払った保険料を高齢者などの年金給付に充てるという方式で運営されています。また、基本的には、日本国内に住む20歳から60歳の全ての人が加入することになっています。

2 国民年金

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号又は第3号被保険者となります。

2 - 1 加入者及び加入手続

(1) 第1号被保険者

自営業者、農業、漁業などに従事している方は、国民年金の保険料を自分で納めることとなります。このような方を国民年金の第1号被保険者といいます。

加入手続は、本人がお住まいの市町村で行います。

(2) 第2号被保険者

会社などに勤め、厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の保険料を納めることはありません。このような方を国民年金の第2号被保険者といいます。

加入手続は、事業主が行います。

(3) 第3号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している方によって扶養されている配偶者の方も国民年金の保険料を納める必要はありません。このような方を国民年金の第3号被保険者といいます。

第1号被保険者に扶養されている配偶者は、第3号被保険者とはなりませんので、自分で保険料を納める必要があります。また、厚生年金に加入している65歳以上の受給権者に扶養されている配偶者も第3号被保険者になることはできず、自分で保険料を納める必要があります。

加入手続は、配偶者が勤務している事業所を通じて行います。

2 - 2 保険料

保険料は、国民年金第1号被保険者全員一律です。第3号被保険者は保険料を納める必要はありません。

保険料は、口座振替、納付書又はクレジットカード払いが可能で、まとめて前払いをすると、割引が適用されます。

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが難しい場合、保険料の免除・猶予の制度があります。詳しいことは、お住まいの市町村又は年金事務所にお問合せください。

2 - 3 保険給付

(1) 老齢基礎年金

20歳から60歳になるまでの期間保険料を納めた方で、受給資格期間（保険料を納めた期間と保険料を免除された期間など）が10年以上ある方は、65歳から老齢基礎年金が支給されます。保険料の未納期間は受給資格期間になりません。

20歳から60歳まで40年間保険料を納めた方は、老齢基礎年金の満額が支給されます。保険料を免除された期間がある人は免除の種類と基礎年金の国庫負担に応じて計算式が異なります。例えば、保険料を全額免除された期間の年金額は2分の1になります。

(2) 障害基礎年金

国民年金に加入している間などに初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）のある病気やけががもとで一定以上の障害が残り、国民年金の保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金の障害等級は1級、2級があり、年金額は障害の程度によって決まります。障害基礎年金の額は、障害等級1級の方は老齢基礎年金の満額の1.25倍、障害等級2級の方は老齢基礎年金の満額（1級、2級ともに、子がいる場合は子への加算を追加した額）です。

(3) 遺族基礎年金

国民年金の被保険者（加入者）、又は被保険者（加入者）であった方が亡くなり、その方が国民年金の保険料の納付要件を満たしていた場合に、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額（子がいる場合は子への加算を追加した額）です。

ワンポイント



「子」とは

- 18歳になった年度の3月31日までの間にある子
- 20歳未満で、障害等級が1級又は2級の障害状態にある子
- 婚姻していないこと

(4) 死亡一時金

老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に、支給されます。

第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数などが、36か月以上の人を対象です。死亡一時金の額は、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間によって、異なります。

(5) 寡婦年金

寡婦年金は、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつその婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

寡婦年金の額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3です。

3 厚生年金保険

3 - 1 適用事業所

株式会社などの法人の事業所です。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて適用事業所の対象となります。

適用事業所で働く労働者は要件を満たせば、厚生年金保険に加入します。なお、適用事業所でない場合であっても、従業員の半数以上が厚生年金保険に加入することに同意し、事業主が申請して許可を受けることにより適用事業所となることができます。

3 - 2 保険料

保険料は、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に共通の保険料率をかけて計算され、事業主と被保険者（加入者）が半分ずつ負担します。

事業主は毎月の給料及び賞与から被保険者（加入者）負担分の保険料を差し引いて、事業主負担分を合わせて、翌月の末日までに納めることになっています。

3 - 3 保険給付

(1) 老齢厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間があつて、老齢基礎年金を受けるのに必要な期間を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乘せして老齢厚生年金が支給されます。

ただし、当分の間は、60歳以上で、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていること、厚生年金の被保険者期間が1年以上あることにより受給資格を満たしている方には、特例に該当する場合や生年月日に応じて65歳になるまで特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

老齢厚生年金の年金額は、標準報酬額や加入期間によって異なります。

(2) 障害厚生年金

厚生年金保険に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）のある病気やけががもとで一定以上の障害が残り、国民年金の保険料の納付要件を満たしているときは、障害厚生年金が支給されます。

障害厚生年金の等級は、1級、2級、3級があり、障害の程度によって決まります。障害厚生年金を受けることができる障害の程度に該当していなくても、一時金として、障害手当金が支給される場合があります。

障害厚生年金の年金額は、障害等級1級の方は老齢厚生年金の満額の1.25倍、障害等級2級の方は老齢厚生年金の満額に、配偶者がいる場合は配偶者への加算を追加した額です。

(3) 遺族厚生年金

被保険者（加入者）が死亡したとき、被保険者（加入者）期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき、老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき、1級・2級の障害厚生年金を受けることができる者が死亡したときに支給されます（、については、国民年金の保険料納付要件を満たす必要があります）。

支給される方は、死亡した方によって生計が維持されていた下記の方です。ただし、父母、孫、祖父母については、先順位の人が受給するときは支給対象となりません。

配偶者（夫は55歳以上、60歳から支給。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も合わせて受給できます。）

子（18歳到達年度の年度末を経過していない方又は20歳未満で障害年金の障害等級1級・2級の方で、かつ婚姻していないこと）

父母（55歳以上、60歳から支給）

孫（子と同じ要件あり）

祖父母（55歳以上、60歳から支給）

遺族厚生年金の額は死亡した方の老齢厚生年金の額の4分の3です。

4 脱退一時金

厚生年金保険又は国民年金に6か月以上加入していた方が、年金の受給に必要な加入期間（通算で10年間）を満たさずに帰国した場合は、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

ただし、脱退一時金を受給すると脱退一時金を請求する以前のすべての加入期間が、日本の年金制度への加入期間ではなかったものとみなされます。このため、脱退一時金の請求書の注意書きをよくご覧になり、将来的な年金受給を考慮した上で、脱退一時金を請求するかどうか慎重に検討してください。

脱退一時金を受給する場合には、日本年金機構が請求書を受理した日に、日本に住所を有していないことが必要ですので、帰国前にお住まいの市町村に転出届を提出してください。帰国前に日本国内から請求書を郵送などにより提出する場合は、請求書が転出（予定）日以降に日本年金機構に到達するよう送付してください。また、脱退一時金の支給額は、日本の年金制度に加入していた期間に応じて、36か月（3年）を上限として計算されます。このため、複数回の在留を繰り返し、日本の年金制度への加入期間が通算で37か月以上になる予定の方で、加入期間に応じた脱退一時金の受給を希望される場合には、帰国の都度請求していただくことが必要になる場合があります。

ワンポイント



社会保障協定

日本と年金加入期間を通算する社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方については、両国の年金加入期間を通算して日本や相手国の年金を受け取ることができます。

ただし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前のすべての加入期間が、通算できなくなります。

5 介護保険

介護保険制度は、介護を社会全体で支えることを目的に創設され、市町村が主体となって運営しています。

5 - 1 加入対象者

介護保険の被保険者（加入者）は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）となります。

外国人の方については、住民登録があつて3か月を超えて適法に在留する場合、介護保険の加入対象者となります。3か月以下の在留期間を決定された方であっても、資料などにより3か月を超えて在留すると認められる場合は、介護保険の加入対象になる場合があります。

5 - 2 保険料

（1）65歳以上の方

市民税の課税状況などに応じて段階別に設定されます。

（2）40歳以上65歳未満の方

ア 健康保険加入者

健康保険の保険料に上乗せして徴収されます。介護保険料は、被保険者（加入者）と事業主で2分の1ずつ負担することになります。

イ 国民健康保険加入者

国民健康保険料に上乗せして徴収されます。

5 - 3 介護サービスの利用

介護サービスを利用するには、市町村で「要介護（要支援）認定」の申請をします。市町村の職員などが調査・聴取りなどをし、原則として申請から30日以内に認定結果が通知されます。

認定結果に基づき、在宅で介護サービスを利用する場合は、介護サービス計画を作成するなどし、計画に基づいたサービスを受けることになります。

6 児童福祉

6 - 1 児童手当

「第4章 3 - 4 児童手当」をご覧ください。

6 - 2 児童扶養手当

ひとり親家庭やこれに準ずる状態にある家庭で養育されている子供のために支給される手当です。

支給対象は、18歳以下の子供（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子供。障害をもつ場合は、20歳未満）を監護する母や父、または祖父母などの養育者です。

平成31年度の支給額は、受給者などの前年の所得に応じ、子供1人について月額4万2,910円から1万120円、2人目の子供は月額1万140円から5,070円の加算、3人目の子供は月額6,080円から3,040円が加算されます。なお、支給額については、毎年変動し、前年の所得が一定額以上ある方については、支給されません。詳しいことは、お住まいの市町村でお問合せください。

6 - 3 特別児童扶養手当

20歳未満で精神または身体に障害のある子供を家庭で監護・養育している父母などに支給されます。

平成31年度の支給額は、障害基礎年金1級に相当する障害のある子供1人について月額5万2,200円、障害基礎年金2級に相当する障害のある子供1人について月額3万4,770円です。支給額については、受給者などの前年の所得が一定額以上ある方については、支給されません。なお、支給額については、毎年変動します。詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

6 - 4 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

平成31年度の支給額は、月額1人1万4,790円です。支給額については、受給者などの前年の所得が一定額以上ある方については、支給されません。なお、支給額については、毎年変動します。

詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

6 - 5 障害児への行政サービス

障害のある児童のための各種サービスを利用することができます。サービスの種類は、障害児の発達支援や、介護などがあります。詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

7 障害福祉

7 - 1 手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に永続する障害がある方が対象で、障害の程度によって1級（重度）から6級（軽度）までに区分されます。

手帳の交付を受けると、税金の減免や交通料金の割引などの制度を利用できます。

(2) 療育手帳

知的な障害のある方が対象で、障害の程度によって「A」（重度）と「B」（その他）に区分されます。

手帳の交付を受けると、税金の減免や交通料金の割引などの制度を利用できます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、日常生活または社会生活に制約がある方が対象で、障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

手帳の交付を受けると、税金の減免や交通料金の割引などの制度を利用できます。

7 - 2 障害者・障害児への行政サービス

障害のある方の日常生活や社会生活を支援するために各種サービスを利用することができます。

サービスの種類は、介護や、訓練への支援などがあります。詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せ願います。

障害児への行政サービスについては、「第7章 6 - 5 障害児への行政サービス」をご覧ください。

8 生活保護

次のようなことをしていただいた上で、世帯の収入と厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

外国人の方については、永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者などの活動に制限のない方であれば，以下の要件を満たした上で，生活保護に準じた保護の対象になる場合があります。詳しいことは，お住まいの市町村にお問合せください。

8 - 1 生活保護を受けるに当たっての要件など

- (1) 資産の活用
預金・貯金，生活に利用されていない土地・家屋などがある場合は，売却するなどし生活費に充ててください。
- (2) 能力の活用
働くことができる方は，その能力に応じて働いてください。
- (3) 他の給付など
年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は，まずはそうした給付を活用してください。
- (4) 扶養義務者による扶養

8 - 2 保護の種類と内容

生活を営む上で必要な費用に対応して支給が決定されます。

生活を営む上で必要な費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食料，衣料，光熱費等)	生活扶助	・食費などの個人的費用 ・光熱水費などの世帯共通費用 を合わせて 基準額を算出
アパートなどの家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品などの費用	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給

9 生活困窮者自立支援制度

生活に困窮する方の自立を支援する相談窓口があります。相談内容に応じて、就労、家計面などの支援を受けることができます。詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。